

長野県特別職等報酬審議会（第2回）議事録

- 開催日時 平成30年5月9日（水）10：30～
- 開催場所 県庁3階 特別会議室
- 出席委員 雨宮委員 久保田委員 樋口委員 堀越委員 松本委員 山浦委員
- 県出席者 関総務部長 玉井人事課長 根橋企画幹

1 開 会

（根橋企画幹）

ただいまから第2回「長野県特別職報酬等審議会」を開会させていただきます。なお、本日はおおむね12時終了を目途と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以降の進行につきましては、樋口会長にお願いをいたします。

2 議 事

（樋口会長）

おはようございます。前回、山浦委員が欠席でしたけれども、今回から参加されますので、大変恐縮ですが、一言、ご発言をお願いします。

（山浦委員）

山浦でございます。初回は都合により出られなくて大変申し訳ありませんでした。一生懸命、出るようにしますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

（樋口会長）

それでは、議事に入りたいと思います。前回は主に自由に意見をおっしゃっていただく中で、報酬等を決める判断基準についての議論が中心であったというふうに認識しております。

本日の会議では給料及び退職手当について、議論のたたき台として事務局でいくつかの案を用意していただいておりますので、それを見ながら、具体的な額について方向性を出していくということで進めていきたいと思います。

まず、配付資料について事務局から説明をお願いいたします。

（玉井人事課長）

人事課長の玉井でございます。私のほうから資料のご説明をさせていただきたいと思っております。

本日お配りをしました審議会の資料といたしましては2つに分けて、資料1、資料2と
いうことでございます。

1つ目の資料が前回、1回目の審議会で委員の皆様からご要請のあった資料でございま
す。2つ目の資料が改定の考え方をお示しした資料でございます。

一番下に前回1回目の資料を参考におつけしてございます。

資料のご説明の前に、前回の資料のうち、委員の皆様からご指摘のあった部分、前回の
資料の11ページをお開きいただきたいと思います。こちらの枠の下欄にそれぞれの資料の
出典を付記させていただいております。資料のご説明の前に、この部分の確認をお願いし
たいと思います。

それでは、今回の資料1について、まずご説明をさせていただきたいと思います。表紙
にありますけれども、1ページから7ページまでが、給料、報酬月額、それから退職手当
の支給基準についてということで、最初にご説明をさせていただきたいと思います。

それでは1ページをお願いいたします。副知事の給料月額と一般行政職の給料表の最高
号俸の額との比較ということでございます。

副知事の給料月額は985,000円、それから一般行政職の最高号俸の給料月額が536,800円
ということでございまして、これは県の部長級の職員のいわゆる最高の額ということで、
この差は44万8千円余りということでございます。ちなみに副知事はこれに期末手当が、一
般行政職については、これに特別調整額、期末手当等の諸手当がつきまして、年収ベース
では副知事が1,653万円、それから一般行政職の最高で1,170万円ということで、その差は
480万円余りということでございます。1ページの説明は以上でございます。

2ページをお願いいたします。こちらは知事の1任期4年間の総収入の全国状況でござ
います。給料月額だけでなく、総収入ベースで全国と比較した表ということでございます。

給料月額ベースで比較をいたしますと、左から3つ目に小計欄がございまして、長野県
は真ん中、太枠にございます1,278,000円ということで全国28位。それから右にあります地
域手当でございしますが、こちらは、一番下の欄外にご説明を付記しておりますが、地域間
の民間賃金水準等の差を踏まえまして、大都市等の主に物価水準の高い地域で支給される
手当ということでございます。これに期末手当を加えた年収に退職手当を加えたもの、こ
れが一番右の欄の任期4年間の総収入ということで、長野県は全国で第26位ということに
なっているところでございます。

これを棒グラフにしたものが3ページでございます。ご覧いただきますと、東京都から
京都、宮城あたりまでのカーブは若干急でございしますが、そこから下の北海道あたりから
長野県、そしてその下の長崎あたりまではあまり差がないというような状況かなというの
がこのグラフの状況でございます。

4ページでございます。こちら副知事の1任期4年間の総収入の全国状況でございます。
給料月額ベースでは左から3つ目の小計欄で、長野県は太枠の985,000円ということで全国
31位。これに期末手当を加えた年収、退職手当を加えたものが一番右の欄で、任期4年間

の総収入は全国で31位というような状況になっております。これを棒グラフにしたものが5ページでございます。知事より若干下というような状況でございます。

6ページでございます。財政力指数についてということで、ご要請のあった資料でございます。財政力指数につきましては、四角の囲みの中でございますが、式で言いますと基準財政収入額を基準財政需要額で割ったものの3か年平均ということでございます。中身としましては、標準的な行政事業を行うのに必要な経費に対して、どのくらい自前の税収で賄えるかということであらわした指標でございまして、数字が大きいほど自主財源の割合が高く、財政力が強い自治体とされておりまして、指数が1に満たない場合には県・市町村に対しまして地方交付税が交付されるというところでございます。

現在、東京都のみが1を超えているところで、他の都道府県は全て1を下回っております。7ページのほうに数字がございまして、財政力指数でいいますと、長野県は0.49610ということで、国のグループ分けではCグループということで、0.4以上0.5未満のグループに含まれているというところでございます。

Cグループは長野県をはじめ9県がこのグループに入っておりまして、本県の財政力指数は全国21位で、真ん中より少し上というような状況かというふうに考えております。

7ページでございます。財政力指数Cグループの各県との比較という資料でございます。財政力指数では、本県はこのグループの中では一番高い数値でございますが、上の表で、給料・報酬月額を、他の8県の平均と比較いたしますと、他県平均は知事が129万4千円でございますが、本県知事は127万8千円ということで1万6千円ほど低く、以下、議長のみ若干高いところでございますが、ほかは他県より低い額となっているところでございます。

下の表は退職手当でございます。Cグループの他県平均と比べまして、本県知事は21万円余り、支給割合でいいますと0.9ほど高くなっております。逆に、副知事は58万円、支給割合で申し上げますと0.2ほど低くなっているというところでございます。

参考までに、前回ご質問がございました、今年の4月、5月ぐらいのタイミングで改定を検討している県でございますが、佐賀県と宮崎県の2県が現在、検討しているというところでございます。説明は以上でございます。

(樋口会長)

はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの説明に対するご質問も含めまして、ご意見がございましたらよろしくお願いたします。

(久保田委員)

1ページについてお聞きしたいわけでございますが、一般行政職との比較の中で、これは30年4月1日現在ということですが、5年前の一般行政職の最高号俸の金額というのはどのくらいなのでしょう。

(玉井人事課長)

ちょっとお時間をいただき、すぐ確認をいたします。

(久保田委員)

それからもう一つ、いいでしょうか。財政力指数でCグループという新しいお話をいただいたわけですが、これと類似団体というのはどう考えればよろしいのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

(玉井人事課長)

類似団体の資料が、1回目の資料の11ページにあります。こちらが、主な県勢指標の比較ということで、財政力指数、人口、それから一人当たりの県民所得ということで3種類の指標を用いさせていただいております。この類似団体ベースで比較しているのは、長野県の前後5団体を対象としているというところがございます。

財政力指数ベースとして、今回お示ししている資料については、国のグループ分けを優先させていただいて、このCグループ、0.4から0.5というグループ分けの中の団体での指標ということです。Cグループでは本県が一番上でございますので、Cグループの中といたしましては下の県との比較になっております。

(久保田委員)

はい、ありがとうございます。結構でございます。

(樋口会長)

ほかにいかがでしょうか。

(堀越委員)

今、ご説明いただいた中からちょっと外れてしまうかもしれないんですが、参考までにお聞かせ願います。退職手当の計算の方法なんですけれども、給料月額に支給割合を掛けてさらに在籍月数を掛けるということで、前回ご説明いただきました。29年度におきまして大北森林組合問題の関係上、知事と副知事が、3カ月などの減給というような話がありましたが、それはこの退職金の計算に何か影響されるんですか。

(事務局)

特例的な給料の減額については、退職手当の計算には反映させないということです。退職時の給料で計算をいたしますので、そこは影響が出ないということでございます。

(堀越委員)

わかりました。ありがとうございます。

(樋口会長)

ほかにいかがでしょうか。はい、お願いします。

(玉井人事課長)

最初にご質問のあった1ページの一般行政職の関係でございますが、5年前は、一般行政職の最高号俸が540,300円ということでございます。

ちなみに副知事が988,000円でございます。

(樋口会長)

いかがでしょうか。ご質問等、何かよろしいでしょうか。

それでは、具体的な額の議論もしていただいたんですが、なかなかイメージがわからないと思います。

まず議論のたたき台としまして事務局のほうでいくつかの案を用意していただいておりますので、その資料について説明をお願いしたいと思います。

(玉井人事課長)

それでは資料2をお願いしたいと思います。ご議論のたたき台ということで、ご用意をさせていただきました。1ページでございます。給料・議員報酬の月額でございますけれども、3案ございます。

まず①でございますけれども、県勢指標の類似県の状況を考慮した場合ということでございます。こちらは、前回1回目の資料の12ページにありますけれども、財政力指数、それから人口、1人当たり県民所得における本県の前後5県の平均額をさらに平均をした額ということになります。①の下でございますけれども、知事については本県の現行は127万8千円でございますけれども、類似県平均額は130万6千円ということになります。これによりますと、改定率は2.15%引き上げということになります。同様に、副知事が4.18%引き上げ、以下、ご覧のとおり引き上げになります。

案といたしましては、これまでの考え方でございますが、本県では改定に当たりまして役職ごとに異なる改定率とはせず、一律の改定ということで役職間の均衡を図ってきております。用いる指標といたしましては、県の代表である知事の数値を使っております、今回もこの例によりますと、①では、知事の改定率の2.15%の引き上げ案ということで、この場合の額が右の額となるというところでございます。これが①案でございます。

それから②でございます。同一の財政力指数のグループに属する県の状況を考慮した場合というところでございます。②の下でございますが、知事のグループ平均が129万4千円となり、この場合の改定率は1.28%引き上げ。副知事以下は表のとおりでございます、

先ほどの①と同様の理由で知事の改定率、1.28%引き上げを案といたしまして、この場合の額が右の額になるというところでございます。

最後に③でございます。本県の一般職の改定率プラス1.15%を考慮した場合ということですが、この場合の知事の額が1,292,000円ということで、副知事以下が以下の表のとおりでございます。

なお、2ページをご覧いただきたいのですけれども、参考までに、前回平成25年改定時の考え方をおつけしてございます。県勢指標類似県の状況と本県の一般職改定率を考慮したものを比較いたしましたけれども、類似県の状況が軒並み本県の現状よりプラスになっていました。本県の一般職がマイナスの改定でありましたので、これを考慮して、類似県考慮のほうは据え置きという案を出しまして両者を比較した結果、本県の一般職改定率、マイナス0.3%を結論として用いたところでございます。

次に3ページをお願いいたします。退職手当でございますけれども、退職手当は、給料月額に支給割合、さらに在職月数を掛けたものになります。この支給割合についてご検討いただきたいというところでございますが、こちらは4案ございます。

まずAでございますけれども、県勢指標の類似県の状況を考慮した場合でございます。本県の知事の現行支給割合が55で副知事が40ということでございますが、類似県平均は知事が56、副知事が41と、ともに本県の現行を上回っております。一番下のDにありますけれども、本県の一般職の退職手当が3.37%引き下げとなっておりますので、これを考慮いたしますと案としましては、知事、副知事とも据え置きという案にしてございます。

次にBでございます。同一の財政力指数グループの県の状況を考慮した場合でございますけれども、他県の平均は知事が54、副知事が40でございます。案としましては、知事は55から54に引き下げ、副知事は40のまま据え置きということでございます。

Cでございます。一般職の退職手当引下げを受けて改定を行った県の状況を考慮した場合でございますけれども、ケースといたしましてアとイがございます。

アは前回、本県が改定を行いました平成25年7月以降に改定を行った27県の状況を考慮した場合でございますが、平均で知事が55.3、副知事が39.9になります。イは平成30年1月以降に改定を行った21県を考慮した場合で、知事が54.2、副知事が39.3になります。

案といたしましては、アとイを平均いたしまして小数点以下を切り捨てた数値、知事が54、副知事が39ということでございます。

最後にDでございます。こちらは本県の一般職の退職手当引き下げ率マイナス3.37%をそのまま反映をした場合ということでございますが、知事が53.1、副知事が38.6となり、それぞれ小数点以下を切り捨てまして、知事が53、副知事が38という案でございます。

なお、4ページをご覧いただきたいと思いますが、前回、平成25年改定時の考え方でございますけれども、県勢指標の類似県の状況と一般職の退職手当引き下げを受けて改定した県の状況を考慮したものを比較いたしました。一般職の引き下げを受けて改定した県の状況として、ウとエの平均の小数点以下を切り捨てた数値、知事でいいますと56.4と54.5

の平均、55.45の小数点以下を切り捨てまして55という数字になります。この二重丸をつけた数値、55と40になりますけれども、これを結論として用いたというところでございます。

なお、5ページ以下につきましては、知事・副知事の現行の給料・退職手当と案①から③まで、それからAからDまでを採用した場合の金額と全国の順位を参考までにお示ししております。説明は以上でございます。

(樋口会長)

ありがとうございました。それでは、ただいまご説明のありましたたたき台を踏まえまして、具体的な額について皆様にご議論をいただきたいと思っております。ご質問等もあれば、あわせてお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

まず給料・議員報酬月額についてですが、事務局からたたき台を3つ示していただいておりますが、これは前回の議論等も考慮して、あり得るものとして3つ示しています。

(雨宮委員)

ご質問、よろしいですか。報酬月額の件ではなくて、退職手当の支給についてであります。一般職の退職手当引き下げ率が3.37%というふうにありますけれども、これは時期はいつからで、背景はどういうことでそうなったのでしょうか。

(玉井人事課長)

こちらにつきましては、基本的に国のほうで5年に一度、国家公務員の退職手当の見直しをしております。これを考慮させていただいて、本県のほうも対応しているというところがございます。人事院では民間準拠ということの基本にしておりますので、この辺を参考にした上でということになります。

(雨宮委員)

はい、ありがとうございました。

(山浦委員)

民間準拠というのは、要するに民間は退職金が高くないということですよ。民間の場合はこんなに、退職金が月額に対して高くないから、それにあわせているということですよ。

(玉井人事課長)

基本的には、一般職の退職手当の引き下げが民間に準拠しております。特別職もこれにあわせる形で対応しているという状況です。

(山浦委員)

退職手当の引下げはもう最後になるんですか。

これまでの改定でどんどん下げてきていて、今回3.37%下げると、もう終わりということですかね。そこはどうなんですか。

(玉井人事課長)

これは民間の動向を調べた上でという形になります。

(山浦委員)

民間はそんなに変わらないですよ。年によってバンバン変わることは全くないんで。

(玉井人事課長)

退職手当自体はあくまで5年ごとに、状況を見てという形になりますので、毎年ということではないんですが、あくまで民間に準拠させながらという形になります。

(山浦委員)

民間は、企業によって違うんだけど、もう退職金と月例給与とは切り離していることが多いんですよ。要するに月例給与を上げると退職金も上がってしまう。民間企業も公務員のようにやっていたんだけど、民間企業はそういうものにもう耐えられないから跳ね上がらないようにしているんですよ、いくらベースアップしても。

(関総務部長)

民間のほうでは、本給と退職手当のバランスも昔とだいぶ違って、委員ご指摘のように変わっている中で、5年ごとに、人事院が調査をしていますのは、一般職の場合は金額として実際どうかというものをしていますので、跳ね返りとかがどうこうというよりは実額としての水準を検討した結果になります。

(樋口会長)

はい、よろしいでしょうか。

(山浦委員)

基準もないんだけど、一般職の場合は民間に比べれば月額が少ないですよ。民間といてもいろいろあるし、少ない企業もあるものでこういうことになっているんだけどね。通常だと月例給与はもうちょっと、県職員のレベルになれば高いんだよね、民間は。そういうことがあるので、退職金を減らした分、月例給与を受けやすくなるとか、そうにもなっていないので。

(堀越委員)

よろしいですか。今の山浦委員のおっしゃることは、もっともだと思うんですね。私といたしますと、ここでどういう基準で検討していったらいいかといったら、やはり退職金も含めたところでの1年間の平均額がいくらになるのかというところで、まず見てみる必要があるかなというふうに思うんですね。

これはやはり民間の考え方、それから県庁の一般職の考え方が違ってきますので、どうしても月例賃金だけを見るのか、退職金だけを見るのかというのは難しいところもあると思うので、4年間の総額というのが出るじゃないですか、そのうちの1年分がいくらなのかというところでまず判断をしてみるのも必要なかなというふうには思います。

そういったところで、現状の1年間の額がありますよね。それとどのくらいの改定率になるのかという見方も大事なかなというふうに思います。

(事務局)

資料2の6ページから8ページまででありますけれども、それぞれの試算をしておりますが、右から2つ目、年収の現行との差額、ウ引くアというところがございます。これは退職手当を含まないで計算してどれだけ差があるかということですので、1年間分の給料と期末手当、これでどのくらい差があるかというのが出ております。

一番右端、退職手当の現行との差額、エ引くイというのは、4年に一度支給される退職手当にどのくらい差が出るかということのみ表示しておりますので、これを年間に直すとしましたら、その一番右端の退職手当の現行との差額、エ引くイを4分の1して隣の年収の合計、年収の現行との差額と足して見るというふうにして見ていただくと、1年間でどのくらい差が出るのかというのがご覧いただけるかなと思います。

(樋口会長)

この資料は最初に説明がなかったんですけれども、若干説明をいただけますか。

(玉井人事課長)

それでは簡単にご説明をさせていただきます。5ページは現行の知事・副知事の給料、期末手当、年収、退職手当をお示したもので、これを参考にさせていただくということでございます。退職手当については、知事が55、副知事が40の支給割合でこの数字を入れています。

6ページ以降は、例えば1番でございますけれども、1ページの一番上の給料報酬月額が①の案で、かつ退職手当が3ページのA、県勢指標類似県の状況を考慮した場合、給料月額の方は2.15%上げた場合で、かつ退職手当の方は据え置き、この場合は55と40のまま据え置きというふうにした場合の知事と副知事の給料、それから退職手当の額をお示

ししてございます。

この場合ですと、2.15%上げた場合の給料月額がこの金額で、これに対して期末手当がありますので年収も上がってくるということでございます。退職手当については、この給料月額のはね返りがございますので、その分が若干上がっているという形になります。これをそれぞれ比較した場合に、年収の現行との差額というのは右側のウ引くアということでございます。アというのは現行の年収ということでございます。

このような見方でそれぞれ見ていただいて、給料月額の①案から③案までそれぞれ引き上げた場合、それから退職手当もA、B、C、Dの案にそれぞれ対応した金額、それから全国順位がこちらの表になっているということでございます。先ほど説明申し上げたのは、これを年収ベースでということと比較をするとすれば、一番右側の退職手当の金額を4で割っていただければ、その分が年収ベースに跳ね返るといふふうに見ていただければということでございます。以上でございます。

(樋口会長)

はい、ありがとうございます。

(山浦委員)

退職金の割合を下げるという発想、これは一般行政職が民間の会社員に比べて高すぎるということから国がそういう指導をしているというんだけれども、知事とか副知事になると、そういう考えは全然関係ないんじゃないですかというのが私の発想なんですよね。何を言っているかということ、会社の役員の退職金と比べているわけではないんですよね。だから、この辺はあまり関係ないんだから、議論にはならないんじゃないかと思うんだけれども、そこら辺はどうなんですかね。

(樋口会長)

これは各委員の皆さんのご意見もいただいたほうがいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

(松本委員)

あまり民間のところにはいたことがないものですから、よくわからないというのが正直なところなんですけれども。ある意味、やはり指標というものについて、人事委員会勧告だとかそういうようなものに基づいて、いろいろなところが給与だとかそういったものを決めていくというようなことになるんだろうと思います。

そうすると、確かに一般職と知事や副知事など特別職の方たちというのは違うとはいえど、そこにやはり同じような考え方をしていかないと、何を指標にするのかがわからないというような気がするものですから、給料は人事委員会勧告が少し上げですし、退職金は

やはり皆さん下がっておられるので、それをしっかりと下げるとというのが常套ではないかなというふうに私は思いました。

退職金については、大阪が退職金を全てやめて、その分、月額報酬を若干上げているというようなケースがあるんですけど、そこら辺について、大阪がどのような形そのような決め方をしたのかがちょっと興味があります。

ですので、そういう考え方もありかなというふうには前回のときに思いましたので、その基準というのがおそらく人事院勧告ではなく、その都道府県の考え方でこれでやるんだということをここで決める役割もあるのかもしれないというふうに思いますので、大阪に興味があります。以上です。

(樋口会長)

はい、ありがとうございます。

(山浦委員)

今、民間会社によっては役員に退職金は出さないというところも結構出てきているんですね。年間報酬でみんなクリエイティブで、だからそういう時流に乗っているというならその最先端をのりつたのが大阪だというふうに私は思うんですね。

(事務局)

大阪府は、やはり理由の一つとしては、企業における役員の退職慰労金が廃止傾向にあるということを踏まえたようで、平成27年に退職手当をやめて月額に上乘せするということがされたようです。

もともと大阪府は、給与と退職手当をあわせても日本一少なくはありました。そういう状態で27年のときに、総額を変えないで退職手当を4年間で月額に割り振って乗せるというようなことをとったというようなふうにお聞きしております。

(玉井人事課長)

退職手当を廃止しました知事の場合はそうしているんですが、副知事の場合は退職手当を出しておりますので、この辺がどういうことなのかという考えもあるんですが。

(樋口会長)

大阪はまだ、1県だけの例なので、ちょっと例としてというのはなかなか難しいのかもしれないですね。

(雨宮委員)

なかなか決め手がないんですが、慣例的に、今までの経過の中で、最重要要因として枠

組みのベースになってきているのは、財政力指数なのか人勸なのか、その辺はどうなんですか。

(玉井人事課長)

資料2の2ページをまずご覧をいただきますと、やはり前回もご議論をいただいた中で一般職の給料、これは民間準拠という形で対応してきていますので、この辺を参考にしているというのが一つの大きな参考になるのかなということと言えます。

4ページ、退職手当のほうも、ウとエにつきましては類似の他県を参考にしているということですが、その上、括弧にありますけれども、ウとエの平均が結果的には一般職の退職手当の引き下げの率、15.6%に均衡しているというようなことで前回も決めておるようでございますので、やはり一般職の改定の率なりを参考に重視しているのかなということかと思えます。

(雨宮委員)

はい、ありがとうございました。

(樋口会長)

いかがでしょうか。前回の例の説明がありましたけれども、一つの大きな組織の中ですので、一般職の方々にとっても非常に関心の高いところかと思えますので、そういった点も考慮することが重要であると思えます。

今日はある程度、方向性を出していかなければいけないということございまして、給料、報酬月額の方でいいますと3案ございますが、前回の考え方に比較的近いのは③案でして、それ以外のものは、結果的に少しそれよりも率が高くなるというような感じで、退職手当の支給割合と同じような形で、下のほうの案が比較的前回の議論の結果には近いという感じがしています。

(山浦委員)

今の会長さんの話によると、ただ単純に一般職準拠ということになっちゃうんだよ。③のDというのになるということになるよね、今のそのままやっちゃうと。③のDだから、8ページの12番になるということですよ。

この退職手当は現行との差額となると87万円減っているんだけど、これ4年間でだよ。だから1年でいえば、ここは20万円だと、給料月額が23万円引上げになるんだから差はゼロだな。これは単純にいうと、そういうことでもいいですよ。

(雨宮委員)

おおむね、そういうことだよ。なので据え置きだよ。形は変わるけれども、全体の年

俸を割れば据え置きということだよ。

(堀越委員)

今の欄のその12の数字なんですけれども、参考までに、この表の数字からいって改定される年収が2,990万3千円なんです。それで、現行の知事の報酬が年間で2,988万6千円なので、0.05%アップというような計算が出てきます。わずかアップになります。

(山浦委員)

12番が最低なんですね。

(堀越委員)

そうです、最低です。

(山浦委員)

繰り返しますが、最低が現状維持だから、引上げか現状維持でいいかということになるかと。

(堀越委員)

よろしいでしょうか。私の考え方なんですけれども、3つの指数を出して、それぞれのケースで数字を事務局のほうで出していただきましてありがとうございました。これ大変な作業だったと思うんですけれども。

それで、この3つの指数についてなんですけれども、まず類似県については、6ページの1から4ですけれども、これ2.15%のアップということが基準になって数字が出されているわけですよ。それから7ページの5～8については、1.28%のアップということで計算されている。あとは3つ目として1.15%なんです。これちょっとやっぱり、実情をいろいろ見ますと、やはりこの6ページの2.15%というのは少しかけ離れてしまうかなというふうな感覚が私の中にはあります。まず一つに。そうするとやはり1.28%、あるいは1.15%のところを検討してみるのがまず一つなのかなというのが月額の部分なんです。

それから、退職金につきましてはやはり、一般職の方たちも3.37%下がったというところもあって、そういったところを勘案したところでやはり、知事の場合ですが、54か53ぐらいで見直ししてみるのいいのではないかというふうに私は思っております。

そういう中におきまして、7ページの7番で、これを退職金も含めたところでの年収が、知事の場合、3,010万4千円ぐらいになるんですね。現行が2,988万6千円なので、退職金も含めたところでのどのぐらいのアップ率になるのかというのをちょっと計算してみたんです。そうしたら0.72%なんですね、1%に満たない、そんなような数字が出てきているんです。

それで、8番の改定になる場合の数字が、知事の場合には、年間で換算すると2,994万円ほどになりまして、現行が2,988万6千円なので、アップ率が0.2%というような状況になるんですね。

ですので、その辺ぐらいいは、私はよろしいんじゃないかなというような気はいたします。

(樋口会長)

具体的なお話がありましたが、この表で見ますと、最初の①の2.15%のところは少し高いので、財政力指数のグループ、あるいは一般職改定率のいずれかのところということなんですが。

今のお話ですと、その考え方としては、財政力指数同一グループということを選択するということですね。

(堀越委員)

はい、個人的にはそのあたりがよろしいんじゃないかというふうに、私はこの資料を見た中で感じております。

(山浦委員)

今年、一般職員は退職金を含めて上がっているわけですか。退職金を含めた一般職の状況は、人事院勧告の結果も上がるのかね、全体で。

(松本委員)

何年も長い間の改定で・・・計算しにくいですね。

(山浦委員)

いやいや計算はしにくいけれども、最終のところが一番最高月額のところであれば、大体年数だっただけわかっているんだし、やろうと思えばすぐできるんです。

(雨宮委員)

ある程度、民間と違ってもう最終倍率だから。ただ、倍率が下がっているだけだから、最終月額の何倍という支払いの仕方だと思うんですね。

(関総務部長)

今、山浦委員が言われている数字は、トータルでの比較は、いますぐできないですが、給料だけでいいますと、③の1.15%がこの5年間の一般職の改定率となります。

退職手当については、前回から今回への差がマイナス3.37%です。ただトータルすると、一般職の給料と手当のバランスが全然違うものですから、一概には一致しないんですが、

それぞれ個々の考え方をとれば、③のDが同じ数字になっているはずです。

(樋口会長)

いかがでしょうか。確かに判断は難しいんですが、おおよけになっている確認しやすい数字ではどうなのかという、実際の支給額そのものではなくて、ここで示されているような数字でどうかなというところはあると思うんですね。知事・副知事の給料というのは、先ほどもちょっと言いましたが、組織の中での一つのトップの象徴的な役割も果たしていますので。

ちょっと気になったんですけれども、財政力指数同一グループというのは、これは変動というのはあるんでしょうか、割と固定的なものなんでしょうか。

(関総務部長)

あくまでも毎年の決算を見て整理をされますので、可能性としては変動の可能性がります。ただ、そんなに大きくは変わらない例が多いんですけれども、特に今回ですと、資料1の6ページにありますように、うちの県が境界におり、Cグループの一番上のところですので、ここは変動で、税収がよかったりすると上に向く可能性もあります。

(玉井人事課長)

参考に5年前の数値ですけれども、長野県は0.43749ですので、大分改善はしているかなと。ただグループでいくと、0.4から0.5の中ですが、各県それぞれ毎年の決算で、若干ではあります但前後はしているかなと。

(雨宮委員)

いいですか。私どもも責任ある立場で召集をされておりますので、一つは県民理解が得られるかどうかというのが大きな焦点だというふうに思います。

先ほど会長からも方向づけということですので、私の意見をさせていただきますと、一番理解が得られるのは、人勸に準拠して枠組みづくりをするのが、県民理解というところからいけば、やむを得ないだろうという結論が一番近いのかなというふうに思います。

そういう中で、私はその8ページの12番というふうなところへ落ちつかせるのが妥当かなというふうに思います。トータルとして、その他の背景があつて、見ておりますと知事さんは大変激務ですし、その辺のところも考慮をして、若干の検討をするという程度が方向なのかというふうに思います。

(樋口会長)

堀越委員や雨宮委員から具体的な案についてのお考えをいただきましたが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。松本委員、お願いします。

(松本委員)

先ほども少し述べさせていただきましたけれども、やはり一般職が改定されて、1.15%が月々の報酬のアップということと、それから退職金下がっていることを考えると、12の③とDというところが、説明するのにやはり非常に説明しやすいのかなというようには感じます。

(樋口会長)

はい、ありがとうございます。では久保田委員、お願いします。

(久保田委員)

基本的な考え方というのを前回、いろいろお話をいただきました。そういう中で類似県のほか、全国的な傾向の中でどう捉えていくかという、そういうマクロの捉え方が一つだろうと思うんですね。

それともう一つ、今、人勸という一つの線として判断基準にははっきり出てくるわけですが、そういったものとあわせて、総体の中で長野県の位置づけは全国でどの位置にあつて、県勢としての位置づけがなされているかということ considering しながら、知事という重責、これも考慮に入れるという点では、人勸だけを捉えるだけでなく、その辺もある程度、考慮していければいいのかなというふうな感じがするわけですね。

それで、今回、財政力のグループの捉え方があるんですが、この方向性というものの中で根幹となっているんですかね、基本的にはね。全国的にはそのグループというものの考え方で、地方行政において、ある程度交付税措置だとかいろいろな点で反映されてくるわけですが、そういう意味でいけば、その辺のところと全体的なところをにらみあわせて、適正な範囲というものはどこなのかということ判断していただけるような議論を進めていただければいいのかなというふうに思います。

(樋口会長)

はい、ありがとうございます。そういうことでしょうね。

(山浦委員)

まあ少数意見かもしれないけれども、私はそうはいつでも、退職金が高すぎるというのは確かにそうなんですよね。大体、退職金を1年当たりで見ると年収の半分も退職金が出るんだよね。世の中から見るとやっぱりこれはある程度、改正するという意思を出せばいいんじゃないかというふうに私は思うんだよ。

ということで、いろいろ考え出すと、8番の②とDというのがいいんじゃないかと私は思っているんだけど。

(堀越委員)

今、山浦委員がおっしゃったように、退職金の額というものにどうしても県民は目が行ってしまいますよね。ですので、前回から申し上げているように、やはり退職金も含めたところの年収でどうなのかという見方も、やはりしなくてはいけないというところはあると思うんです。

そうした場合に、今、山浦委員がおっしゃった、8でいけば、知事の退職金を加味したところでの年収というのが3,000万円弱なんですよ。ということは月に250万円弱なんですよ。それが、どういうふうに県民に映るかというのもあるかと思うんですけれども、そういったところも勘案したところで、一般職は1.15%ですが、そういうところも参考に加味しつつ、その7か8ぐらいのところはよろしいんじゃないかなというのが、やはり私の考え方です。

結局、この財政力指数というのは、今日も説明がありましたけれども、標準的な行政事務にどれくらいの独自の税収で賄えるかという、そうしたところもランクづけで入っているわけですよね。その枠の中で確かに長野県が一番ぎりぎり、上なのかもしれませんけれども、そのCランクに含まれている県の平均値をとってみれば、長野県の額というのは少ないんですよ。知事の報酬の額を比較してみるとね。

だから、やはり先ほど久保田委員もおっしゃいましたけれども、全国的なことも見て、かつ、やはり長野県の立ち位置がどうなのかということも考えながら見ていく必要があるのではないかなと思いますけれども、山浦委員、いかがでしょうか。

(山浦委員)

いいんじゃないですかね。やっぱりこう、人事院が民間のレベルに合わせたいという意思があるのかどうかちょっとわかりませんが、あるとすればですね、一般的な考え方かどうかわかりませんが、確かに公務員はやたら退職金が高いというのが世の中の風潮なんですよね。やっぱりこれは改正するという方向で、長野県の場合もそういう意思をある程度、出したほうがいいんじゃないかと私は思っているのです。一方で、やっぱり長野県の誇りというか、それだけの県政があるとすれば、それに見合うだけのものはある程度、出していったほうがいいんじゃないかなということと考えあわせると、8番かなと、こう思っているわけでありまして。よろしくお願ひします。

(樋口会長)

各委員から具体的なお話がありました。方向性を決めなければいけないんですが、どこに接点を見出すか。12番と8番、あるいは7番というようなところが、皆様に具体的な案としていただいたところですけども。

退職金の問題について、山浦委員からもお話しありましたが、8番と12番は退職手当の

支給割合のところは共通になっているかなと思います。あとは財政力指数についての考え方ということになってくるかなと思いますけれども。

どういうふうにまとめたらいいのか、これはなかなか難しいところですが、皆様の間で議論は煮詰まってきたと思うんですが、退職手当のほうについては、この案でいうとD案ということかなと思っております。ただ、給料、議員報酬月額と連動しているところですので、そちらのほうは②案と③案ということかと思うんですが。

最初の1ページの資料で改定の額というのが、これ率でいうと1.28と1.15になっていますが、ここでの改定額というのは129万4,000円と129万2,000円という額ですかね。

事務局のほうでもし何か、今、委員から意見もかなり出ましたが、コメント等ございましたら。

(関総務部長)

それぞれ総合的な視点でご議論いただいておりますので、私どもは、委員のほうで意見集約をしていただければそれで結構だと思っております。

今回、一つの大きな論点が、どちらかというと前回は一般職の改定率の考え方に沿った決め方をいただいておりますが、ただ、いずれにせよ前回は、今日の資料2のほうの4ページをご覧くださいと、退職手当の支給割合については、ウとエの平均を使ったところ、一般職の退職手当の引き下げの割合に、結果的にほぼ均衡していたという状況でありまして、そういう意味で、3ページに戻っていただきますと、CとDは前回、必ずしもDをとったというよりも、前回はたまたま数値がCとDが均衡していたということになります。

そういった意味で、報酬月額と退職手当のバランスについての方向性の議論が、委員の皆さんのほうで集約された場合に、その場合にどの理屈をとっていくか、トータルでどうなのかというところをご相談いただければ、それはそれで基本的な考え方を入れれば、私どもとしては結構だと思っております。

(樋口会長)

わかりました。

(山浦委員)

前回は退職手当を大きく減らしましたね。

(玉井人事課長)

前回は、一般職が15.6%引き下げたので、特別職の支給割合も減らしてございます。

(関総務部長)

やっぱり5年ごとに、一般職の退職手当が減る傾向にあるのは、先ほど来、山浦委員がおっしゃっているように、民間の状況が、退職手当の比重が落ちているというのも反映された結果だというふうに私ども受けとめております。

(樋口会長)

いよいよ報酬月額については、委員の皆様の意見が分かれているようにも思いますけれども、どういたしましょうか。

ちょうど、決めるためには一つにまとめなければいけないということなので、どういう形で考え方の整理をするかということになるかと思えますけれども。

(雨宮委員)

退職金が高いというイメージがあるというご意見が多いわけだけれども、年俸比較でいくと3,000万円を切るということなので、一般の優良企業の役員に比べて決して高い金額ではないというふうに思います。

したがって、大義名分を立てるなら、退職金のほうは少しベースを下げながら、先ほど久保田委員や堀越委員が言われたように、退職金のベースが高いという県民の意識があるというふうなお話もありましたので、若干、修正をさせていただいて、給料月額では、上の1.28%の採用をさせていただいて、先ほど山浦委員から出ましたように、退職金は少し下げさせてもらうというふうな方向づけがよろしいのではないかというふうには思います。

(樋口会長)

はい、松本委員、お願いします。

(松本委員)

別にどうしても1.15%というのにこだわっているわけではないんですけれども、いろいろところで県民だとかに説明するに当たって、1.28%というものをしっかりと説明していただけるのであれば、という言い方もいけないんですけれども、懸念はそこだけです。

やはり誰がどのような形で見るとか、評価するとか、そういうようなことを考えたときに、もちろん県民の代表である知事ですので、そういう意味では我々のためにいろいろな仕事をしていただいているので、その代表である方にしっかりと報酬として払っていきたいということは、当然あるかというふうに思いますので、その説明をどのような形でしていくかということを決めていただければ、そんなに1.15%にこだわって、ここの中で何かというところではございません。

(山浦委員)

まあ、これは後追いなんですね。1.15%というのは後追いなんだから、今の現況でいく

と、毎年上がっていくところがちょっと先どりだった、ということもいえますよね。

(樋口会長)

対外的にどういう形で説明するかというのはなかなか難しく、4～5年たって、今回はこういう理由で、次回はこういう理由でというわけにはいかないと思いますので、この委員会においては、基本的な考え方というのが今回、数字の問題もありますが、例えば同一財政力指数のグループというのを考えるということであれば、それはそういう考え方、次回の委員会が否定するのはもちろん、また別の理屈で否定する場合がありますが、そういう選択になるということは考えていく必要があるかと思うんですね。

まあ、わかりやすさというか、そういった点も必要だというふうには思います。

(玉井人事課長)

本日のこの議論から、最終的な結論は、次回、答申案文を出させていただく中で、またちょっと整理をしていただく中でということと考えたいと思います。

(久保田委員)

この財政力同一グループというのは、これまでの審議会の中では、指標として議論にはならなかったんですか。

(玉井人事課長)

この財政力指数グループという議論は今回初めてで、前回も入りませんでした。類似県という中で前後の5県との比較を財政力指数も含めてやっておりましたので、そこでの比較というところがございます。

(久保田委員)

それが今回、Cグループという、こういう形で検討されているんですが、これは先ほどの、どういう説明の仕方で類似団体から財政力指数グループになったのか、ここの部分がうまく説明できればよろしいんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうなんですかね。

(玉井人事課長)

今回、財政力指数グループというものをお出しさせていただいたのは、前回、堀越委員から参考にしたということで、今回、初めて資料としてお出しをしたところです。

これまで議論をした中で、財政力指数グループというものを指標としてきたということではありません。今回の審議会の委員の皆様での審議のご議論の中で参考資料として使っているというところがございますので、あくまで今回の参考としてはこれを使っておるといふ言い方かなと思います。

(関総務部長)

そういう意味では、先ほど委員さんからも出たようにそれぞれの説明、松本委員さんが先ほどおっしゃったんですが、トータルとしての説明の仕方というのもあると思いますので、次回、最終答申というふうに考えておりますが、パターンとして、このストーリーをとった場合の説明と、このストーリーをとった場合の説明というのを整理をさせていただいて、比較していただいで最終的にお決めいただくということにさせていただければという気持ちでおりますが、いかがでしょうか。

ただ、この選択とこの選択というぐらいにちょっと絞っていただくと、私どもとしては取りまとめがしやすいかなと思いますけれども。

(樋口会長)

そうすると、委員の方々はいろいろなご意見がありますし、説明等も踏まえて総合的に、最終的には判断したいと思います。

今の議論で言いますと、大方の委員が8とか12とか、そういったことについては一応、考慮しておられるという感じ、そのあたりまではよろしいでしょうか。

あとは、その財政力指数同一グループというのが、今回、初めてできたものなので、ちょっと私もそこは不安なところがあって、先ほど事務局からもお話しありましたが、財政力指数同一グループというのが変化していくわけですので、対象の取り方として適切かどうかということもあります。試算に当たっての考え方ということでは、8と12を中心に考えるということによろしいでしょうか。

(出席者一同)

「異議なし」の声あり

(樋口会長)

その上で今、部長からもお話がありましたが、答申の中では考え方を整理した上で示すということになりますので、本日の委員会ではそういうことで、少なくとも①というのはないということで、②と③のカテゴリで8とか12とか、そのあたりを中心にしてご意見が出たと。あとは県民の方にご理解いただけるような整理の仕方ができるかどうか、特に財政力指数の話については、今回、初めて出てきた話ですので、そこも事務的に精査していただいた上で最終的な結論にするということかと思えます。

皆様のほうでも、もし事前にそういうことについて検討結果が出ましたら、事務局のほうからも委員の皆様にも、次回の会合までにもう少し事前に説明をしていただいで、それで最終的に次回の会合で答申案を固めるというスケジュールにできればと思います。基本的にそういう流れでよろしいでしょうか。

(出席者一同)

「異議なし」の声あり

(樋口会長)

はい、それでは、退職手当の支給方法についても本委員会において審議をする必要がございます。事務局のほうから、手短かにご説明をいただきたいと思いますが。

(玉井人事課長)

それでは資料1の8ページをお願いしたいと思います。前回の審議会では他県の状況、5年前の審議会からどう変わっているのか、資料提供するようにというご指示がありました関係の資料でございます。

退職金の支給方法につきましては、これまでの経過を若干ご説明をさせていただきたいと思います。5年前の審議会では、退職手当の支給方法についてご議論をいただいたんですが、1回目の資料の27ページをご覧いただきたいと思います。前回の答申がございまして(7)の退職手当の支給方法についてというところでございます。

答申では、①退職手当の支給方法に関して、ほとんどの都道府県で任期ごとの支給になっている。また任期を通算しての支給では一時的に大きな支出になるために、任期ごとでよいのではないかという意見、それから②でございしますが、もとより支給方法と税制の関係は難しい問題である。税制の改正により退職手当の税額が増えることになるが、税制改正の趣旨から、選挙で選ばれる地方公共団体の長にそのまま当てはめるのは疑問である。したがって、任期ごとの支給にこだわる必要はないのではないかという意見がございまして、前回の答申では両論併記というような答申をいただいたところでございます。

資料1の11ページをお願いをしたいと思います。退職所得に係る課税の見直しでございますけれども、最初に税制改正の概要でございます。11ページにありますとおり退職手当にかかる課税の見直しが平成25年1月にありまして、退職所得にかかる税額は、改正前は、勤続年数にかかわらず退職手当額から控除額を引いた半分、2分の1が課税対象になっておりましたが、改正後は勤続5年以下の法人役員等の退職金については、その2分の1の控除が廃止されております。

こちらの税制改正の趣旨でございますが、国では短期間で退職することが当初から予定されている法人役員等が、給与の受け取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることで税負担を回避するというような事例を防止し、課税の適正化に資することというふうな趣旨を述べているというところでございます。

資料8ページにお戻りをいただきたいと思いますが、5年前の審議会検討時は、兵庫県1県のみで改正でございましたけれども、その後、9府県で改正がされまして、この4月1日時点では、10府県で支給方法の改正が行われております。

内容でございますが、福島、栃木では任期ごとの支給を原則とし、申し出により通算の支給も可能ということ、それから青森、宮城、ほか8府県は、最終退職日の支給を原則とし、申し出により任期ごとの支給も可能ということで、改正したすべての県で申し出により通算、または任期ごとの支給を可能としております。

9ページ、10ページは改正を行った各県の状況を記してございます。こちらの表の改正した10府県の改正理由、照会をさせていただいた回答をそのまま掲載してございます。改正順に載せてありますが、他県の改正理由として、まず一番上、兵庫県でございますけれども、一般的な退職手当と同様に最終の退職時に支給することが適当であること。それから1期目の経験や知識を2期目、3期目に生かすことを考慮して、通算で支給が適当。また、任期のある職に対する退職手当は任期ごとに支給すべき。それから任期ごとの支給か退職時の支給か本人が選択できる制度を設けてはどうかというような発言があったということでございます。これに基づきまして兵庫県では、最終退職日ということで改正をしてございます。

宮城、京都、山口、青森等の各県では主に退職手当が一般的に最終の退職日に支給されているということ、それから勤続報償的な要素が強いというようなこともございまして改正の理由としているところでございます。説明は以上でございます。

(樋口会長)

はい、ありがとうございます。任期ごとの支給にするか、任期を通算しての支給とするか、この点について皆さんのご意見を伺い、できれば本日、意見を集約したいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(山浦委員)

支給方法の改定なんですけれども、報酬審議会は開かれたけれども、改定しないというところもあるんじゃないですか。

(玉井人事課長)

報酬審議会の中で議論をしているのは実は兵庫県だけでございます。ほかの県は審議会では議論をせずに、条例を改正しているというところでございます。

(山浦委員)

そういうことなんだ。私は実は前回この審議会をやったんだけど、あのときがちょうど税制改正直後だったんだね。私は通算でやればいいかなと思うんです。民間の役員なんか全部通算なんですよね。これ当然通算。これはもう全然、法律的には問題ないんですよ。わざわざ少なくするような意地悪みたいなことをやるなと前も言ったんだけど、違うよというご意見もあって、両論併記みたいな形で答申してしまったんですけれども。

という私の意見なんですけれどもね。皆さんからまたご意見を聞いて。

(樋口会長)

いかがでしょうか。山浦委員から原則通算するというご意見でございました。

(山浦委員)

選択できていいんですけれども。そもそも、任期ごとに払うという発想はどういう発想から来ているのかね。民間の役員の場合も総会決議があるものですから、選任されるかされないかわからないので、将来不確定なんですよね。もともとお役人が天下りしては短い期間でやたら退職金をもらって民間企業へ天下って、どんどんどんどん退職金を山ほどもらってしまうという、そういうことから多分、できた法律なんだよね。

(久保田委員)

通算すれば、少しは報償的に額が多くなってくるとか、あるいはそういうものは全く加味されないんですか。年数を掛けるだけなんですわね。

(玉井人事課長)

あくまで総支給額については変わりありません。それから税額をどのくらい引くかだけの問題になります。

(山浦委員)

単純にいつこれ4,000万円の退職金をもらおうと、昔の方式だと2分の1の2,000万円の税金を、まあ単純には1,000万円ぐらいとられるんです。ところが全体にかかるもので、2,000万円なら1,000万円も損しちゃうんでね、4,000万もらった場合、でかいですよ、ものすごく。

(樋口会長)

税制の趣旨から考えると、ちょっと違うという感じが確かにしますので、全体の流れとしては、通算をすると、まあ申し出があれば任期ごとも可というような流れが多いのかなと思うんですが、そういった案についていかがでしょうか、ご異論があれば。

(久保田委員)

選択制の流れにあるようですからね。

(樋口会長)

基本的には原則、通算をする。山浦委員のお話のようにですわね。ただ、お申し出があれば

ば任期ごとということもあるのかなど。財政負担は変わらないので、ほとんど影響ないと思います。

よろしいでしょうか。その辺は、では皆様、そういう方向でということで、今回は。前は答申の中で答えを出さずに県の当局のほうにご判断を委ねたんですが、今回はそういうことをぜひ、答申のほうにも盛り込んでいければと思います。

時間が来ましたが、先ほどの一番重要なところについてですが、委員の方々のいろいろご意見をいただきましたので、それを踏まえて少し答申に向けて整理をしていただいて、先ほどお話したように、委員の方々に意見交換をしていただいて、特に理由づけとかです、答申の書き方も踏まえて結論を出すという方向にしたいと思います。事務局のほうはそれでよろしいでしょうかね。

(玉井人事課長)

はい。事前に私どもで整理をさせていただいて、委員の皆様については事前に文書でお伺いできればというふうに思います。

(樋口会長)

私は一応、この案とこの案が多かったかなということを申し上げましたが、もちろんその答申の案文を見ていただいた上で最終的にご判断いただくことですから、ここの場でそういう議論をしたけれどもということで、事務局のほうとまた議論した結果、意見が変わるということももちろんあるかと思いますが、その辺はまた次回、最終的に集約をするということにしたいと思います。

(雨宮委員)

退職金は、一般的には、私どもの場合は引き当てをとっていくわけですが、行政ではどういう対応をするわけですか、そこを教えてください。

(玉井人事課長)

県の場合で申し上げますと、実は一般職だけでも6,000人ベースの職員がおりまして、退職者も全体で一定人数おります。県全体では大体、毎年200億円とか200数十億円、退職手当が支給されておりまして、早期退職も毎年変動しております。

そういう意味では負担の額としては、毎年、ある程度のロットがございます、県としては毎年対応で十分できるというふうに考えております。

(雨宮委員)

当面の予算措置をしていくということなんですね。

(玉井人事課長)

はい、毎年、当面の予算措置をしているという形になります。

(雨宮委員)

ああ、そういうことだね、わかりました。

(関総務部長)

大きな金額ではあるんですが、そのために財政調整の基金が、年度間の金額の振れた部分を調整するための措置がありますので、そういった部分を、全体に活用して支出をしていくということです。

(雨宮委員)

わかりました。ありがとうございました。

(樋口会長)

それでは、本日のいろいろな議論を踏まえて、次回は答申案という形にしてご議論いただくということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次回はもう最終回になりますので、知事に答申をするということを予定しております。よろしいでしょうか。

(出席者一同)

「異議なし」の声あり

(樋口会長)

それでは、本日の議事はこれにて閉じたいと思いますが、事務局のほうから何かご発言等ございますか。

(関総務部長)

本日は予定の時間を過ぎまして、長時間にわたり活発なご議論をいただきましてありがとうございました。

本日、特に給料、報酬月額、それから退職手当の改定の考え方についてさまざまご意見をいただきましたので、委員の皆さんの発言の中からいただいた説明ができるストーリー、それからどういった考え方で県民に示していくかというようなことを含めまして、事務局のほうで整理をさせていただいて、また事前にご覧をいただきご意見をいただければと思っております。

本日の議論に当たりまして、さまざまいただいたご意見を総合的な形で文書にまとめて

お示しをしたいと思っておりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

改めて、本日ご議論いただきましたことに感謝を申し上げまして、最後のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

3 閉 会

(根橋企画幹)

どうもありがとうございました。次回の審議会は5月29日の火曜日、10時30分からこの会場で会議を開催させていただきますので、よろしくをお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。